

平成30年10月18日(木)開催

調停委員協議会協議問題及び協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局
最高裁判所事務総局家庭局

協議問題及び協議結果要旨

1 民事調停関係

(協議問題)

事実関係や法的評価に争いがある事案においては、法的観点に立って、紛争の背景事情や関連事実を丁寧に事情聴取し、迅速で公平な紛争解決を得ることが重要であると考えられるが、そのためには、調停委員が調停主任と評議を行い連携と役割分担を効果的に行うことが必要と思われる。そこで、各庁における評議を効果的に行うための取組や工夫例、あるいはこれからの課題について伺いたい。

(出題理由)

- (1) 調停委員会が、事実関係を整理・認定をした上で、法的観点を踏まえた合理的な解決案を策定し、適時に解決案を当事者に提示するなどして説得調整を行うとともに、調停成立に至らなかった場合においても、調停に代わる決定を検討するといった内容を含む民事調停の機能強化の取組が各庁において進められていると思われる。一方、法的観点のみが解決基準になるわけではなく、丁寧な事情聴取に基づいて、柔軟で落ち着いた良い解決を図り得ることは、訴訟とは異なる利用者ニーズに応じた民事調停の利点であると言える。
- (2) このような当事者のニーズに応じた調停運営を行うためには、調停主任（裁判官・調停官）と調停委員が、事前に評議をして、法律によって紛争を解決するために必要となる要件事実や抗弁等について確認をし、事情聴取を効率的に行う必要がある。当庁では、複雑な案件については事前評議の時間を取っているが、事前評議すべき事案の選択方法や事前評議の在り方について他庁の工夫などを知り、より良い事前評議の方法について協議したい。
- (3) 調停期日では、双方の言い分や方針を踏まえて争点を見極め、事案が複雑な場合は適宜調停途中で評議を持ち、調停主任の法的見解、一般委員の常識、専門家調停委員の専門的知識を持ち合って解決までの道筋をつける必要がある。特に、調停手続の中で聴取した当事者の感情的対立や生活状況、経済状況も加味して、短時間の中でいかに要領よく評議をまとめるかは課題であり、他庁の工夫を知りたい。
- (4) 続行期日が決められる案件の場合、次回期日での予定を確認し、当事者を含めて認識を共有することが必要と思われる。そこで、調停手続中の評議の仕方の工夫、次回調停期日前の評議を充実させるための工夫等について協議したい。
- (5) 事案によって、専門家調停委員の知識経験を得た方がより迅速な解決が得られることが期待できる。今後、積極的に専門家調停委員を活用し、その知識を評議に反映させるための工夫例等をお聞きしたい。

【出題理由の補足（要旨）】

札幌地裁

当庁では、特定調停等の定型化した事件以外について、第1回期日の10～15分前に事前評議を行い、争点、事実の確認方法、証拠の評価等について、調停主任の法的観点と専門家調停委員の知見、一般調停委員の市民目線の社会的常識をもって話し合いをしている。また、交通損害賠償請求事件と賃料増減額請求事件については、独自の進行モデルや処理要領を作成しており、これを参考に事前評議を行っている。期日中に新しい主張があれば、適宜中間評議をして、争点整理や証拠、資料の提出の促しを行っている。

また、より良い評議が行えるように、各種研修会において、共通認識を持つトレーニングを行ったり資質の向上に努めている。

さらに、家事と民事の共催の調停相談会を毎年開催し、調停制度を理解していただけるよう努力している。

そこで、調停への理解を深めてもらい、当事者のニーズに応えるための評議や役割分担など、各庁の工夫や御意見を伺いたい。

【協議員の意見（要旨）】

【民事局第二課長】

調停手続を主宰する調停委員会は、法律の専門家である調停主任と民間の有識者である調停委員によって構成される合議制の機関であり、その方針等は、調停主任と調停委員との評議によって決定される。このような調停委員会の構成を生かして、利用者の幅広いニーズに十分配慮した調停運営を実現するためには、評議において、調停主任が的確に法的観点を示し、調停委員が良識と社会経験に照らして意見を述べるなどして十分にコミュニケーションを行い、利用者のニーズや事案についての認識共有を図りつつ、多角的な観点からの検討を行うことが必要である。

そこで、まずは、各庁の評議の実施状況、例えば、契機、頻度、評議の進め方、発言順序や意見のまとめ方等について、調停手続全体を通して、その実情や工夫例を御紹介いただきたい。

東京地裁

原則として全件で事前評議及び調停主任の立会いを行っている。事前評議は、第1回期日の10～15分前に、一般的には調停室で、重大事件で十分に話し合う必要がある場合には、評議室において行っている。第1回期日前の事前評議で調停主任から本件の争点について意見を求められた場合、弁護士調停委員は、法的観点から意見を述べ、一般調停委員は、感情的な対立の問題などを指摘し、専門家調停委員は、専門的見地からの問題点を指摘している。その際、事案によっては典型的な項目整理表などを利用する場合もある。また、医療過誤事件、労働事件のような専門的知見を要する類型については、弁護士と医師、弁護士と社会保険労務士という調停委員会の構成としているが、弁護士と一般調停委員が組む場合もあり、その場合には、必要に応じて専門家調停委員が3人目の調停委員として

評議に加わっている。

京都地裁

記録に調停主任から、事前評議、事後評議と指示があるので、それに従い、基本的には事前評議、事後評議を全件で実施している。事前評議では事案の内容と方針を、事後評議では期日の報告と課題について話し合っている。工夫としては、建築紛争事件等の専門的知見を要する事件においては、専門家調停委員が指定されているので、評議では専門家調停委員を中心に話し合っている。評議の進め方について、発言順序等は特に決まっておらず、自由な雰囲気で行っている。

大阪地裁

大阪では、第1回期日の事前評議を全件で実施しており、期日の15分くらい前に裁判官室で、期日における留意点等を話し合っている。中間評議は期日中に新たな主張や証拠が出た場合や進行方針の検討を要する場合等に行っている。続行期日の事前評議も同様の場合に行っているが、検討に時間を要する場合は別途1、2時間程度の評議期日を設ける場合もある。事前評議の工夫例として、相手方に対して事情説明書の用紙を送付しており、その回答率は約7、8割と高く、評議の充実に役立つ情報も多いと考える。その他、受付担当者や係書記官から提供される事前情報、主張整理メモ、裁判例の資料等を評議の場で活用することもある。

鳥取地裁

一般調停委員に法的観点を伝えるため、調停主任が、法的観点のメモや、それに関連した資料を記録に挟んでいる。調停委員は、記録を読む際、それを踏まえて事案を検討し、その上で第1回期日前に10～15分事前評議をしている。また、当事者に調停手続を理解し納得してもらうために、第1回期日には、調停主任も立ち会い両当事者に調停手続の説明をしている。

広島地裁

一般調停委員が事案を理解するためには、まず調停主任が、法的観点を踏まえた考え方や資料等を示すことが大事だと思うが、広島ではそれは比較的行われている。例えば、医療過誤事件では、過失の有無や考えるべきポイント、慰謝料についての判例の確認等は、第一次的には調停主任が行うべきであると思う。また、広島では、全件において、ほぼ毎回期日の結果報告と、次回期日の方針を話し合っている。なお、当事者に解決に向けた検討をさせるには、判例なりの基準を示し調停案をもう少し積極的に調停委員会で考えてもよいのではないかと感じている。

富山地裁

以前は裁判所から評議ということ言われなかった気がするが、最近は、事前評議や問題があれば中間評議も行っている。機能強化の考え方から調停委員会も評議を行うようになったのではないかと思うところである。また、調停について当事者に理解してもらうため、第1回期日の最初に、できる限り同席で調停手続の説明をすることを始めた。

釧路地裁

どこの庁も調停自体は問題なく機能しており、評議もうまくやっているのではないかと。調停運営に問題はないのに、民事調停が減少しているのは弁護士が調停を選ばないのが原因の一つだと考えるが、民事局はこの点をどのように考えるか。

【民事局長】

民事調停が減少している原因は把握できていないが、調停の内容に問題があるから民事調停が減少したということ言っているのではないので、誤解をしないでほしい。民事局としては、民事調停制度の認知度を高める広報等を行うとともに、利用者のニーズに応え、その満足を得られるよう、調停運営の更なる改善を図っていくことが必要なのではないかと考えている。そのためには充実した評議ができればより良いものになるという趣旨で、今回協議をさせていただいている。

青森地裁

調停委員は自主研修などをし、一生懸命に自己研鑽に努めている。調停主任も、事前に争点整理をした上で、事前評議をしており、調停運営は基本的にうまく行われていると思う。それよりも、裁判所にはもう少し積極的に、調停の広報のことを考えていただきたい。

東京地裁

東京地裁では、今年から東京民事調停協会連合会と広報に関する連絡会を作り、消費生活センターを始めとする56団体の相談員に対して特定調停の説明会をしたり、調停委員が裁判官や書記官とともに概要説明を行ったりするなど、様々な広報活動の取組を一緒に行っている。今後とも裁判所と調停協会が一緒に広報活動をすることは、非常に大事なことだと考えている。

和歌山地裁

裁判所と協力した広報を行うことは賛成であるが、非協力的な裁判所もあると聞いている。裁判所には、調停協会の活動に協力的であっていただきたい。

【民事局第二課長】

広報につき様々な意見が出たが、評議について少し深掘りした協議をしたい。
まず、第1回期日前に行う事前評議について、実情や工夫例を御紹介いただきたい。

岐阜家裁

岐阜では、調停主任が調停事件以外も担当していることから、全件について事前評議することはできず、事件を絞って、事実関係に争いがある法律判断を要するものや、争点が複雑など調停主任が事前評議を必要と判断した場合に限って行っているのが実情である。また、評議は、調停期日開始前に行っており、同じ時間帯に複数件あると時間の制約があるので、あらかじめ、調停主任が作成したメモを書記官に交付し、書記官がそのメモの内容を調停委員に伝え、調停委員は事前に検討して事前評議に臨むことで、評議が効率的に行われるように工夫している。

全件事前評議を行う庁においては、複数の事件が、同じ時間帯に指定されたときに、どのように事前評議を行っているのか伺いたい。

大阪地裁

全件事前評議を行っているが、経験上、事前評議が行えなかった事例はない。30分前くらいに調停委員がそろった順に事前評議を行うが、先に事前評議を行っている組があるときは別の席で待っており、終わればすぐ行くというような形で、大体二組くらい待っているような感じである。特に時間がかかるような事件は、例えば30分前に来るよう事前に指示されるので、実際に不都合が生じたことはないと思う。

釧路地裁

評議はどこの庁でもうまくやっているのがほとんどで、それで問題があるとする、調停委員ではなくて、調停主任の問題と考える。今の調停主任とはうまくいっているが、以前は調停委員の意見を聴いてくれない方がいた。

千葉家裁

法的観点を入れた解決ということが言われ出してから、調停委員が調停主任の言いなりになったように感じる。評議の際には、調停主任が法的観点からの意見を述べることになると思われるが、調停委員には、これとは別の良い解決方法があれば、それも追求してほしいと感じる。もう少しおおらかに評議を行う方が良いのではないかと思います。

福井家裁

最近の弁護士は調停を訴訟と勘違いしているのではないかと、大量の書面を出してくるのは困るという意見があり、弁護士会と協議を持ったことがある。そうしたところ、弁護士会の特に若手弁護士から、調停に一生懸命書面を出しても読んでくれないという逆の不満

が出て、認識の違いがかなりあることが分かった。期日間に書面が大量に提出された場合が、続行期日の事前評議の一番の問題と考える。この場合は、調停主任が整理をし、ある程度ポイントを示す必要があると思う。もっとも、そういった事案について、訴訟のように進めていくのが良いのかということは考えていく必要があると思う。

静岡地裁

調停主任の中には第1回期日前には記録を詳細に検討して、非常に詳しいレジュメを作成し、調停委員に配布し、事前評議を行い、全件期日に立ち会うという方がいるが、このような場合、調停委員はなかなか口を出すことができない。他方で、全く期日に立ち会わない方もいる。私は、家事調停委員でもあるが、家事調停では本来あるべき形で調停委員と調停主任との関係は保たれていると感じている。

【民事局第二課長】

調停主任は、調停期日にどれくらい立ち会っているか。

旭川地裁

全件ではないが、状況によっては立ち会う。争点が複雑化した場合には途中から立ち会うことがある。

広島地裁

今の調停主任は全件全時間立ち会う。全部判例も調べ、非常に責任感を持って取り組まれている。

札幌地裁

立ち会う調停主任もいるが、その立ち会い方は主導的ではなく、進行は調停委員に任せしており、主張が激しく対立した場合などには、良いタイミングで発言し法的観点からの整理をしてくれる。

神戸地裁

調停官は全件立ち会う。裁判官はほとんど立ち会わないが、調停が少し膠着した場合等は立ち会うという形をとっている。調停官の場合は、全件立ち会うので、認識の違いがないよう事前評議で認識の共有を図ることが大切かと思う。

なお、事前評議に関しては、経営者保証に関するガイドラインに基づく特定調停事件の場合は、資料の有無が大切であるので、第1回期日の数日前に事前評議を行っている。

【民事局長補足説明要旨】

実質的な評議ができるかというのは本当に難しい問題であり、地方裁判所の裁判官3人の合議においても、3人がきちんと意見を出し合い、それを結果に反映させるにはどうしたらよいかという同様の議論をしているところである。あくまでも民事調停での評議が実質的により良いものになるようにという趣旨で議論いただいたものである。

本日の協議でいただいた御意見は、評議をより良くしていくための建設的なものであり、調停主任の在り方、広報についても大変参考になるものであった。広報については、今後も調停協会と協力して行っていきたいと考えている。

本日の協議結果を各庁に持ち帰っていただき、御議論いただくようお願いしたい。

2 家事調停関係

(協議問題)

適切かつ妥当な紛争解決に向けた調停運営を行うためには、裁判官と適時に適切な評議を行うことが不可欠である。本年度の協議会においては、調停委員会として、当事者に対して、紛争の実情及び法的な観点を踏まえた適切な働き掛けを行うべく、適時適切な評議を通じた調停運営の在り方及びそれを実現するために調停委員が果たすべき役割について協議を行いたい。

特に、面会交流調停事件及び遺産分割調停事件については、事件数が増加傾向にあるところ、いずれも対立が先鋭化しやすく、調停事件全体の大きな比重を占めつつあることから、これらの事件類型を中心に、以下の点に関する各庁の実情や御意見を伺った上、適時適切な評議の実現に向けた協議を行いたい。

- (1) いかなる段階において、どのような場面で、何のための評議を実施しているのか、あるいは評議すべきであったのに実施できていないのか。

例えば、面会交流調停事件については、家庭裁判所調査官の活用の可否を含め、適時適切に評議できているか。

また、遺産分割調停事件については、いわゆる段階的進行モデルを踏まえつつ、感情的対立が激化する要因（前提問題、付随問題、寄与分、特別受益等）に関する調停運営方針を含め、適時適切に評議できているか。

- (2) 効果的かつ効率的な評議の実施を目的として、調停委員会として評議の可否につき共通認識を持ち、裁判官に対して評議の促しをするため、どのような工夫をしているか。

例えば、調停委員手控えの活用、対面評議と書面評議の使い分け、評議希望の効率的な伝達方法等についてはどうか。

- (3) 裁判官との評議について、どのような場面において、認識の共有が難しいと感じることがあるか。あるとして、それを克服するためにいかなる工夫等をしているか。

例えば、事件類型に応じて評議を要すると想定される段階、場面を整理するなどして、裁判官と共通認識を図ることができているか。また、何のための評議かを端的に

裁判官に伝えるための工夫としてはどのようなものがあるか。

(出題理由)

面会交流調停事件については、札幌家裁本庁では、調停委員向けの資料や研修が充実していることもあり、家庭裁判所調査官の期日立会や期日間調査の要否についての評議は、おおむね適時適切になされており、このような評議を実施し、調査官調査等を経ることで、面会交流の当否については、調停委員会として共通認識を持って調停運営を行い、当事者の合意形成を図ることができているように思われる。他方で、当事者が自己の提示する条件に固執したり、些末な点にこだわったりするなどして、条件闘争となってしまう場合に、軌道修正するための十分な評議がなされないまま、期日を重ねてしまう事案もあるように思われる。また、当事者双方が期日間に裁判所外で試行的な面会交流を実施し、それを前提に調停期日で面会交流の条件の調整を行っているような事案において、期日間に予期せぬ問題が生じたことが調停期日の途中で判明し、取り急ぎ評議を行う必要が出てくることもあり得るが、そういった場合に適時適切な評議が実施できているか疑問がないわけではない。

遺産分割調停事件については、札幌家裁本庁の傾向として、時間はかかっても最終的には調停で解決できており、段階的進行モデル自体は調停委員にも浸透していると思われる。しかしながら、実際には、調停委員と裁判官とのコミュニケーション不足により、当事者の感情的な対立に引っ張られる形で、遺産の範囲を確定しないまま、寄与分や特別受益について、法的観点を持たずに当事者の生の言い分を聴取して期日を重ねたり、あるいは、審判移行した場合の見通しを持たないまま、前提問題や付随問題について、漫然と話し合いが重ねられたりしているため審理期間が長期化している事実もあると考えられる。

そこで、各庁の評議の実情をお伺いし、それを踏まえながら、具体的な解決策を議論したい。

【出題理由の補足（要旨）】

札幌家裁

札幌家裁では、必要に応じて評議を行っている。法的な問題やその他の悩ましい困難な問題が生じた場合には裁判官と評議をしているが、そうでない場合には一人の裁判官が多数の調停事件を担当しており、評議までの待ち時間が長くなることや裁判官の負担を考え、評議をすべき適切なタイミングを失ってしまうおそれがある。

また、面会交流調停事件については、面会交流の実施については裁判官と評議を行うが、条件の調整等に当たって家裁調査官と協議しながら進行することが多く、裁判官の役割に対する意識が乏しく、適時適切な評議の申入れができていないかという疑問もある。

なお、適時適切な評議を行うためには、調停委員に評議の必要性やタイミングを見極める能力や経験が必要と考えられるところ、そのような能力や経験を有する調停委員の確

保・育成も課題である。

そこで、面会交流調停事件や遺産分割調停事件における各庁の評議の実情、調停委員の確保・育成に関する取組等を伺いたい。

【協議員の意見（要旨）】

【家庭局第二課長】

適時適切な評議の実現にあたっての多岐にわたる問題点、調停委員の確保・育成等について問題提起をいただいた。

まずは協議問題の(1)に関し、遺産分割調停事件において、どのような段階・場面で、何を目的に評議を行うのか、成功例や失敗例を交えつつ、実情や御意見を伺いたい。

徳島家裁

良くない評議の例を挙げると、進行に行き詰まりを感じた遺産分割調停事件で、情報整理を目的として担当裁判官に評議の申入れをしたところ、紛争性が高いのであれば訴訟で解決すべきとの指示があったのみで、十分な評議がされなかったということがあった。

岐阜家裁

当庁では、平成25年から、事件類型ごとに作成された評議のタイミングシートを使用しており、評議のタイミングの認識共有が図られている。また、裁判官が調停委員手控えを見て評議を提案してくれることも多い。

【家庭局第二課長】

評議のタイミングシートを活用している例を御紹介いただいたが、遺産分割調停事件において、特定の時期に評議を実施するよう取り決めている例があれば御紹介いただきたい。

東京家裁

当庁では、遺産分割調停事件においては、第1回期日前の事前評議、第3回期日の事前又は事後評議並びに第5回期日の事前又は事後評議を実施することになっている。加えて、調停の進行に関しては、おおむね第3回期日までに遺産の範囲を確定し、その後に寄与分や特別受益の話に入るといった運用をしている。

また、担当裁判官の持ち事件数が多く、評議等の待ち時間が長くなってしまふことから、評議シートを用いるとともに、調停成立時の条項の読み上げのみであれば担当裁判官以外の裁判官に対応いただくなどの工夫をしている。

他にも、調停委員が期日終了後に作成するメモに疑問点を書き、担当裁判官がそこに回答、指示を書くといった書面評議も活用している。

【家庭局第二課長】

遺産分割調停事件は段階的な進行を経るため、評議のタイミングを掴みやすいようにも思われるが、難しさを感じる場面はあるか。

さいたま家裁

相調停委員が期日開始時刻ちょうどに登庁するため、事前評議ができないことがある。裁判所として、期日開始時刻が10時ならば調停委員の登庁時刻を9時50分に指定したり、調停委員の登庁が10時ならば期日開始時刻を10時15分にしたりするなどの運用はできないか。

【家庭局第二課長】

他庁において、事前評議の時間を確保するための工夫例があれば御紹介いただきたい。

福岡家裁

裁判所から、調停委員は期日開始時刻の10分前に登庁するよう依頼されている。

東京地裁

東京簡裁では、期日開始時刻は10時と決まっているが、調停委員は期日開始の10分前から15分前に出頭することが慣行として浸透している。

岐阜家裁

事前評議のために早めに出頭した場合、事前評議の時間が執務時間に含まれるのかを気にする調停委員もいるため、そこは考えていかなければならない問題だと感じている。

【家庭局第二課長】

遺産分割調停事件に話を戻すが、先ほど札幌家裁の補足説明にあったように、経験がなければ評議のタイミングを掴むのが難しいという点については、他庁も同じ意見か。

仙台家裁

難しいと感じている。遺産分割調停事件を担当できる調停委員の育成という観点から、当庁では、主に元裁判所職員の調停委員が遺産分割調停事件の経験の浅い者と組み、経験を積ませている。

名古屋家裁

当庁では、遺産分割調停事件は全件事前評議を行っており、期日開始時刻の15分ほど前に登庁しているが、事前評議が重なるため、当事者を10時30分頃まで待たせる事態

になっており、どう解決していくかが悩ましい。

【家庭局第二課長】

これまで遺産分割調停事件について御協議いただいたが、次は面会交流調停事件における評議のタイミング、場面、問題意識等について御紹介いただきたい。

広島家裁

面会交流調停事件については、家裁調査官の関与が大きな意味を持ち、裁判官の役割はそれほど重要ではないとの意見もあるが、家裁調査官の関与の要否を決めるのは裁判官であり、裁判官の役割も重要と思われる。

当庁の面会交流調停事件についての実情を紹介すると、まず家裁調査官のインテークを経た上で、最初から家裁調査官が関与するかどうかを事前評議し、第3回期日後には中間インテークを経て、再度評議を行う。なお、第3回期日より前に家裁調査官の関与が望ましいと考えられる事案では、評議連絡票を裁判官に提出して家裁調査官の関与を求める例が多い。

松江家裁

面会交流調停事件において評議が重要な意味を持った例は多々ある。一例を挙げると、裁判所内での試行的面会交流の実施について、担当裁判官は必要ないとの意見であったが、調停委員及び家裁調査官が評議の場で実施の必要性を主張し、試行的面会交流を実施した結果、その後の調停進行が円滑になった。

また、当庁では評議メモを利用しているが、そのメモも書式の改定を重ねている。

当庁は比較的小規模な庁であるがゆえ、裁判官と調停委員との意見交換会の実施等も活発であり、適時適切な評議が行われていると感じている調停委員は約8割にのぼる。他方、裁判官及び家裁調査官が常駐していない支部もあり、そのような支部では評議が思うようにできないこともある。

【家庭局第二課長】

面会交流調停事件に関しては、典型的な禁止・制限事由がない事案、DVの主張があるが認定できない事案、子が面会交流を拒否している事案等、調停の進行について悩みどころも多いと思われるが、どのように対応しているか。また、必要なときに評議ができていくか。例えば、もっと早くに評議をすべきであったというような問題意識があれば御発言いただきたい。

釧路家裁

面会交流調停事件の円滑な進行については、子の健全な成長が第一であることを親にど

のように自覚させるかに関し、調停委員と家裁調査官の協力が重要であり、評議の問題ではないとも考えられる。

【家庭局第二課長】

親にどのような働き掛けをするかは調停委員会として検討すべきことであり、裁判官、調停委員、家裁調査官の協力関係が必要と考えられるがどうか。

名古屋家裁

面会交流調停事件においては書記官の尽力も大きい。相手方当事者に会いたくないという希望があれば、別室、別階で調停を行ったり、当事者の出頭時間をずらす等の工夫をしたり、当事者対応にも尽力したりしている。

【家庭局第二課長】

次に、協議問題(2)の裁判官に対する評議の促しについての工夫、書記官との連携の状況につき御紹介いただきたい。

盛岡地裁

当事者双方からの事前提出書面を見て、例えば、当事者が相手方当事者との対面を拒否している場合には、呼出時間をずらす等の配慮が行われている。

面会交流調停事件においては、調停委員会から要望しなくとも、裁判官の指示により、初回から家裁調査官が立会していることが多い。また、中間評議の結果、途中から家裁調査官が立会する場合もある。

面会交流事件は、試行的面会交流を実施しないと合意に到達しないと感じる事案が多い。また、合意後に面会交流が実施されなければ意味がないため、試行的面会交流を実施した後、任意で裁判所外での面会交流を行い、その後に合意に至るという段階を踏む必要がある。裁判所としては早期処理の必要もあると思うが、上記の事情から、同事件の審理に長期間を要することを許容してもらいたい。

なお、管内支部では、裁判官が全ての事件類型を担当しており、途中で評議を設けることは難しい。家裁調査官も管内の支部・出張所には常駐しておらず、試行的面会交流を行う部屋もなく、面会交流事件において家裁調査官を活用することはハードルが高い。支部においてもシビアな事件は存在することから、家裁調査官を活用する必要性を感じる。

【家庭局第二課長】

調停委員会としての評議の要否につき共通認識を持つための工夫例があれば伺いたい。

福井家裁

遺産分割調停事件及び面会交流調停事件に共通して、書記官の果たす役割が大きい。調停委員は、書記官に当日の進行の見込みを伝えるなど情報共有をしている。また、複数の評議希望が重なっていても、書記官に評議の緊急性を伝え、優先的に評議をすることもある。当庁では、調停委員と書記官との間でよく情報共有できていると感じる。

和歌山家裁

必要なタイミングで随時評議を行っている。手控えに評議の依頼を記載すると、こちらから書記官に声を掛けなくとも、次回期日で評議をすることができる。先ほど、定型的に評議の実施時期を決めているとの御紹介があったが、必要性に応じて評議を求める方が良いのではないかと感じている。

また、和歌山家裁には調停官がおらず、裁判官は繁忙で、評議の実施が難しいときもある。妙寺支部においては、てん補が月1回であるため、代理人や調停室の空き状況等の都合により、次回期日が二、三か月後になることもある。裁判所においては、人員の確保も検討してもらいたい。

【家庭局第二課長】

本日は、評議の実情について、各庁の実情を御紹介いただいた。調停委員会として、適時適切に評議することの重要性を再認識していただけたことと思う。

【家庭局長補足説明要旨】

本日は、協議員の皆様から忌憚なき御意見をお聞きし、興味深く拝聴した。

皆様の御指摘のとおり、家事調停の進行につきある程度円滑に行うことができていることは間違いのないと思う。充実した家事調停の実現のために考えるべき点につき、調停委員会において認識共有していただいていると感じた。

他方、合議体を構成する裁判官の間でも、認識共有が一筋縄には進まない実情があり、家事調停においても十分な認識共有ができているか疑問はある。例えば、面会交流調停事件においては、多職種が協働して事件を進行する必要があるが、それは容易いことではない。

本協議会は、現在の課題やより良い実務を行うための知恵等を出し合い、その結果を所属庁に持ち帰り、活用していただくためのものである。より良い調停の実現は関係する職種が二人三脚で取り組むべきことであり、今後も御協力をいただきたい。

今回取り上げた面会交流調停事件と遺産分割調停事件については、皆様からの御発言から、事件の個性が異なることを意識し、事件処理に取り組んでいただいていると認識した。良い調停運営のためには、事件の内容やポイントとなる重要な事情、これらを踏まえた理想的な調停運営の在り方等を踏まえ、評議を行う必要がある。

過去3回の協議会では、調停の冒頭、中間の続行期日及び終盤の合意形成場面の各段階

に分けて調停運営の在り方を御議論いただいたが、本年の協議はその総括的位置付けであり、まとめにふさわしいものであった。各庁の規模や抱える問題は様々ではあるが、本日の議論を各庁における実務の糧としていただくことを期待している。